

# 税に関するお知らせ

国税庁ホームページで確定申告書などの作成コーナーを提供しています

国税庁のホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することにより、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告書などを作成することができます。

作成した確定申告書などは、印刷して税務署へ郵送などにより提出することができます。また、電子申告書などのデータを作成すれば、電子申告(e-Tax X)により確定申告などを行うことができます。

電子申告の詳細はe-Tax Xホームページをご覧ください。なお、e-Tax Xの利用開始のための手続き、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーおよびその利用のためのパソコン操作などに関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口(税務相談など)を除く)を設置しております。

問 e-Tax・作成  
コーナーヘルプデスク  
☎0570015901

オンラインでらくらく。  
**e-Tax**  
国税電子申告・納税システム

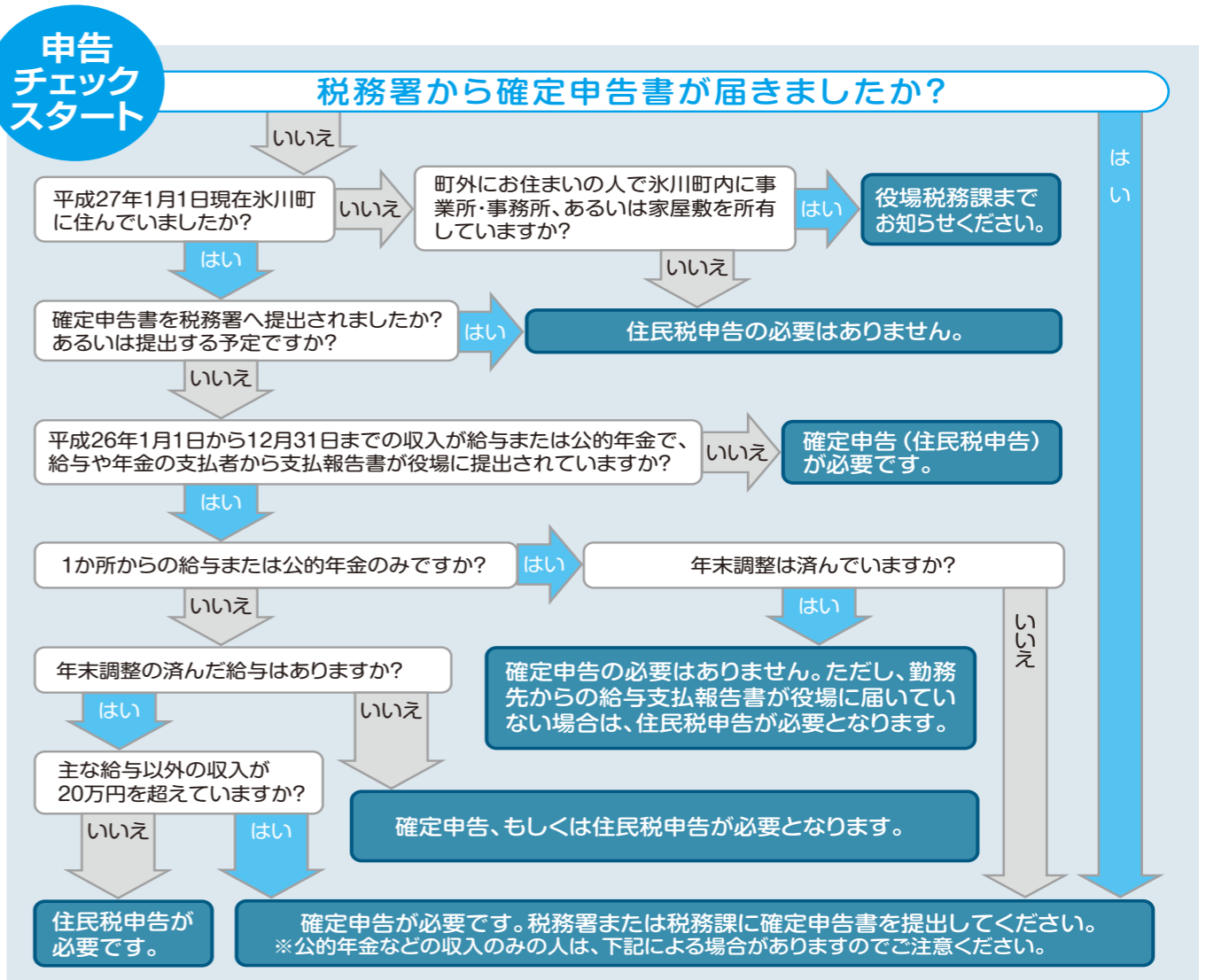


確定申告に関するご相談は  
確定申告電話相談センター  
「0」番へ

熊本国税局では平成27年1月19日(月)から平成27年3月16日(月)までの期間「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談などに電話でお答えしております。

八代税務署にお掛けいただく、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話してください。申告会場や受付時間などの問い合わせにはオペレーターがお

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。ただし、医療費控除や生命保険料などの控除により、所得税の還付申告をする人は、確定申告が必要になります。なお、確定申告が不要の人でも住民税の申告は必要となりますので、ご注意ください。※ご不明な場合は、税務課までお問い合わせください。



要です。

**復興特別所得税の記載漏れにご注意ください**

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として、各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付をすることとされています。

確定申告書の作成に当たっては「復興特別所得税額」欄に記入漏れのないようご注意ください(還付申告の人も含め、申告される全ての人について「復興特別所得税」欄の記載が必要となります)。

詳しくは、国税庁ホームページの「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。また、八代税務署へご相談ください。

**記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました**

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象となる人が拡大され、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申告が必要ない人も含まれます)が、売り上げなどの

**電子申告書の更新手続きはお済みですか?**

答える他、お問い合わせの内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えいたします。なお、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

電子証明書とは、国税電子申告・納税システム(e-Tax X)および地方税ポータルシステム(e-LTAX)をはじめとしたインターネットを利用して行政手続を行う際に、本人確認の役割を果たすものです。市区町村(地方公共団体)が提供する「公的個人認証サービス(住民基本台帳カード)については、電子証明の有効期限は発行日から3年です。

期限間近の人や、すでに期限を過ぎている人については、市区町村窓口での更新手続きが必要です。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。

※更新手続きには本人確認用書類のほか、発行手数料が必

**確定申告書の提出期限**

平成26年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、平成27年2月16日(月)から平成27年3月16日(月)までとなります。

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を、正しく計算して納税する申告納税制度を採用していますので、申告と納税は期限内にお済ませください。確定申告書の提出は郵送などでもできます。

申告期限が間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお済ませください。

詳しくは、八代税務署にお尋ねください。

問 八代税務署

☎323141

※自動音声案内

国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>  
e-Taxホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>  
公的個人認証ポータルサイト  
<http://www.jpki.go.jp>



**償却資産申告がまだお済みでない事業者へ**

平成27年度の償却資産申告に関する通知を昨年12月に送付しておりますが、申告期限の2月2日を過ぎても提出がない事業者がいらっしゃいます。

対象となる資産が無い、もしくは昨年度の申告内容から増減が無いという場合にも申告は必要となります。まだ申告がお済みでない場合は、申告をしてお知らせください。

問 税務課

☎525853(直通)

## 確定申告などの納期限と口座振替期日

平成26年分の納付期限は次のとおりです。

税目	納期限	口座振替期日
申告所得税および復興特別所得税	平成27年3月16日(月)	平成27年4月20日(月)
所得税および地方消費税	平成27年3月31日(火)	平成27年4月23日(木)

※納税は、お近くの銀行などの金融機関、納税地を管轄する税務署の窓口で受け付けています。また、納税は金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。